平成２４年（フ）第５０９号
埼玉県南埼玉郡宮代町字金原87番地６
債務者　福田　幸子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５１１号
埼玉県北足立郡伊奈町寿３丁目232番地ラ・セゾンプラザ102
債務者　小林しのぶ
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５５７号
さいたま市北区日進町３丁目698番地　あかしや団地103
債務者　八島　義孝
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５６８号
埼玉県戸田市喜沢２丁目６番地の21　福寿荘107号室
債務者　荒井　悦子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５８７号
埼玉県桶川市大字上日出谷1081番地の１、旧住所埼玉県桶川市大字上日出谷1015番地の６桶川けやき団地３―105号
債務者　長谷川眞希子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５９５号
埼玉県新座市新堀３丁目１番１号　フラワーハイツＡ101号室
債務者　上野　　武
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６４３号
埼玉県加須市北小浜880番地３
債務者　ゆう彩苑こと　中西　泰蔵
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７２９号
さいたま市緑区大字三室197番地３　市営住宅三室団地236号、旧住所さいたま市浦和区駒場１丁目18番10―101号
債務者　矢部さゆり
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３３９号
埼玉県富士見市上沢３丁目９番32号
債務者　相川　昭司
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９８号
静岡県沼津市住吉町５番15号　セジュール住吉101
債務者　椎野　　弘
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２０９号
静岡県駿東郡小山町須走135番地の18　吉川栄借家
債務者　林　茉莉耶
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１００号
静岡県富士宮市杉田1144番地の８、前住所静岡県沼津市江原町４番22号　アーバンシティ江原町308
債務者　海野　彰信
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第３０号
福岡県築上郡築上町大字松丸526番地
債務者　宮原　朋史
1　決定年月日時　平成24年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第３７４号
埼玉県入間市大字小谷田146番地
債務者　長谷川美知子
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９４号
岡山県小田郡矢掛町小田5806番地１
債務者　上野　　学
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第９５号
岡山県小田郡矢掛町小田5806番地１
債務者　上野　弘美
1　決定年月日時　平成24年６月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月10日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１３９号
群馬県藤岡市神田1138番地
債務者　坂本志保里
1　決定年月日時　平成24年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで前橋地方裁判所高崎支部